

吉野川市中小企業者、小規模企業者及び小企業者の振興に関する基本条例

※内容イメージ

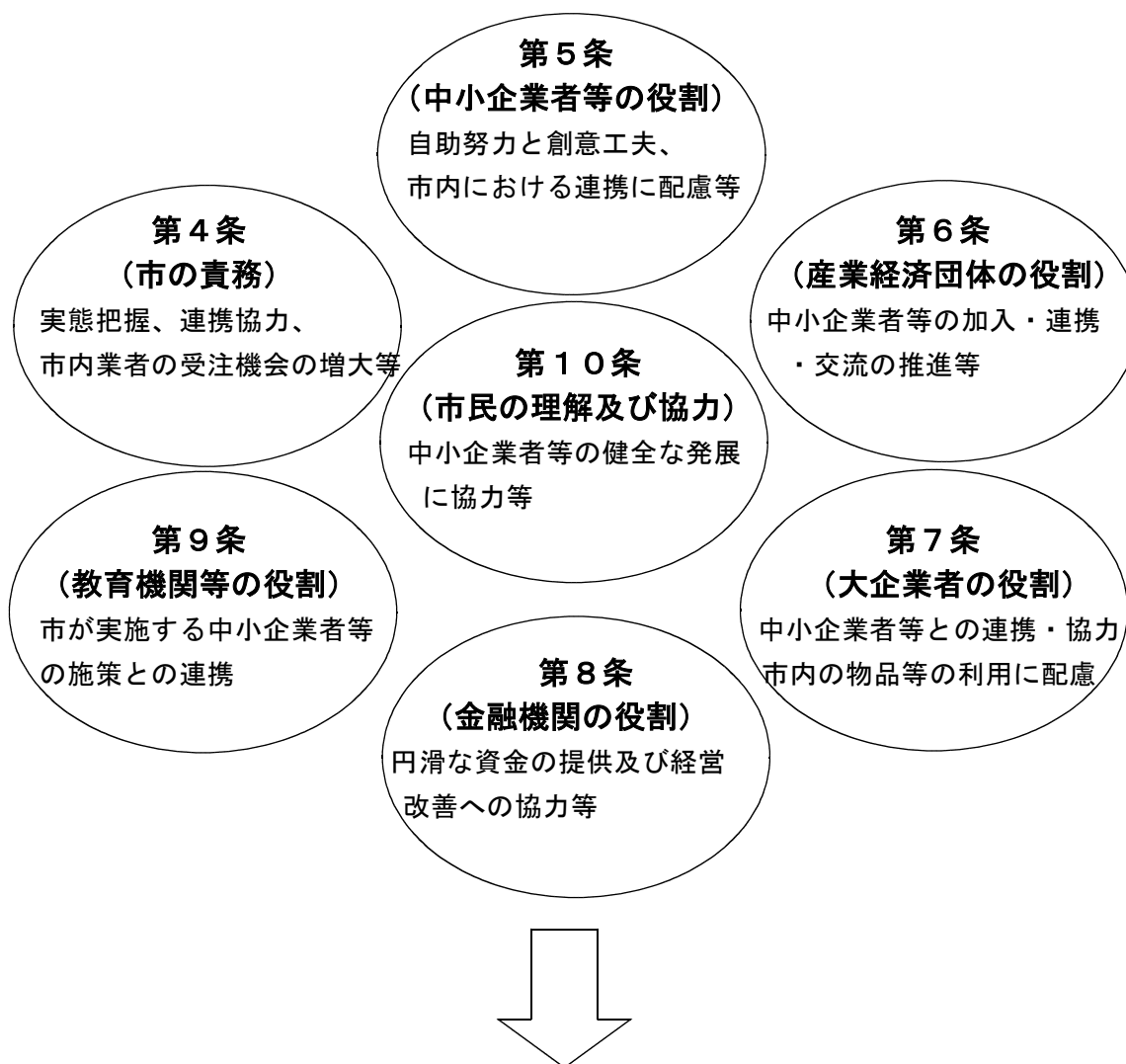
前文 本市の概要、問題点等

第1条（目的） 中小企業者等の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進
第2条（定義） 条例内用語の定義について記載

第3条（基本理念）

市内の経済循環、地域経済の発展並びに
雇用の確保、地域資源の活用等記載

●第4条～第10条はそれぞれの役割を規定



● 第 1 1 条～第 1 6 条で市がすべきことを規定

第 1 1 条（施策の基本方針）

- （１）経営の革新及び創業を促進すること
- （２）販路の拡大を促進すること
- （３）人材の育成、雇用の確保及び事業環境の整備を図ること
- （４）円滑な事業承継を促進すること
- （５）地域内の経済循環を促進すること
- （６）小規模企業者及び小企業者の経営の状況及び成長発展の状況に応じ、十分な配慮がなされること
- （７）中小企業者等の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること

第 1 2 条（財政上の措置）

中小企業者等の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする

第 1 3 条（児童及び生徒の職業意識の醸成等）

- ・児童及び生徒が、将来職業人として社会で活躍できるよう職業意識の醸成を促す
- ・教育機関等その他関係機関と連携し、職業に関する情報や、体験の機会の提供等を実施
- ・地域を担う人材の育成を推進し、市内への定住が図られるよう努める

第 1 4 条（協議の場の設置）

本条例の目的を達成し、中小企業者等の振興施策を推進するため、継続的に関係機関で協議を行う場を設置する

第 1 5 条（実施状況の公表）

第 1 6 条（委任）